



### 優先整備路線一覧（都施行〔区部〕）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-6	放射 21号線	補助1~補助3	港	890
都-13	環状 3号線	環状2~放射20	中央・港	2,340
都-14	環状 4号線	放射19~放射3	港	1,420
都-26	補助 4号線	補助2~六本木五丁目（六本木五丁目交差点）	港	820
都-27	補助 11号線	港）白金二丁目~環状4付近	港・渋谷	930

### 優先整備路線一覧（区施行）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-1	補助7号線	補助10~環状4	港	260
区-2	補助14号線	高輪三丁目（高輪警察署前交差点）~環状4	港	340
区-3	補助14号線	環状4~高輪四丁目（柘榴坂上）	港	310
区-4	補助23号線	補助5~放射4	港	490

今回選定した優先整備路線以外についても、以下のような場合には、事業化に向けた検討を進め、順次事業化を図っていきます。

- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備や、区画整理・再開発等の面的整備、団地建替え、大規模な開発などまちづくりが具体化した場合
- 周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合
- 連続立体交差事業が具体化した場合
- 新たな都市計画決定（変更）を行った場合 など

#### 凡例

- 都施行路線 (Blue line)
- 区市町施行路線 (Pink line)
- その他施行路線 (Green line)
- 自動車専用道路 (Green line with double yellow)
- JR・私鉄 (Black line with square markers)